

# 南が丘小学校 学校運営協議会会則

## 1 趣旨

本規定は、津市教育委員会（以下「教育委員会」）が定める津市学校運営協議会規則（津市教育委員会規則第38号）第13条（以下「規則」）に基づき、南が丘小学校（以下「学校」）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」）について必要な事項を定めたものです。

## 2 委員

（1）協議会の委員（以下「委員」）は、次のうちから校長が推薦します。

- ①南が丘小中学校保護者の代表者
- ②地域諸団体の代表者
- ③地域住民からの公募者
- ④学識経験者
- ⑤校長が必要と認める者

（2）上記のうち①②は、各団体の推薦を受けて選出されます。

（3）若干名を地域住民から公募します。公募者は、年度末に募集し、上記③の中から公募委員選考委員会によって選出されます。

## 3 会長及び副会長

（1）会長及び副会長は、委員の互選により定めます。

（2）会長は、会務を総理し、協議会を代表します。

（3）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

（4）学校教育に直接関わる南が丘地区の団体代表者は、会長及び副会長になることはできません。

## 4 公募委員選考委員会

（1）公募委員選考委員会は、公募者を除く委員によって構成し、委員長には会長があたりま  
す。但し、会長が公募者である場合は、互選により委員長を決定します。

（2）公募委員選考委員会の開催及び選考方法については、公募委員選考委員会において決定  
します。

## 5 会議

（1）議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決  
権を有しないものとします。

（2）協議会は、必要に応じて学校職員、地域関係者、保護者等に会議への参加を  
依頼し、説明や意見を求めることができます。

(3) 会議は、原則として公開するものとします。但し、会長が特に認める場合は、非公開とすることができます。会議の進行に支障を来すと判断した場合、会長は、退場を命じることができます。

## 6 事務局

(1) 事務局を学校に置きます。

(2) 事務局は、協議会の庶務を担います。

(3) 事務局は、学校職員2人、保護者1人で構成し、事務局長、事務局次長、書記の各職を担当します。

## 7 承認事項

協議会の承認事項は、次の内容について毎年度、校長が作成する基本的な方針とします。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 組織編成に関すること。

## 8 実施状況等の評価及び公表

協議会は、学校運営に関する事項の実施状況等について毎年度1回以上評価し、その結果を公表します。

## 9 会則の改定

会則の改定は、会議で審議し、委員の3分の2以上の賛成をもって可決することとします。

## 附 則

この会則は、平成27年4月27日から施行します。

# 会議の傍聴についてのお願い

## 1 趣旨

この規程は、南が丘小学校学校運営協議会会則第5条に定める会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 傍聴の申出

会議の傍聴を希望する方は、受付（開催場所の入り口前に設置）にて、必要事項を傍聴受付票に記入してください。

## 3 傍聴人の心得

- (1) 傍聴人は、係員の指示に従い静粛に開催場所に入場し、傍聴席に着いてください。
- (2) 傍聴人は、傍聴席にある時は、常に静粛にしてください。ビデオ、写真等の撮影や録音等をしてください。但し、会長の許可を受けた時は、この限りではありません。
- (3) 傍聴人は、会長から指示があった場合は従ってください。指示に従っていただけない場合、退場していただくこともあります。